

聖籠町国民健康保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月16日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第13号

聖籠町国民健康保険規則の一部を改正する規則

聖籠町国民健康保険規則（平成23年聖籠町規則第13号）の一部を次のように改正する。

本則中「3万円」を「1万6千円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険規則の規定による出産育児一時金の加算額については、なお従前の例による。